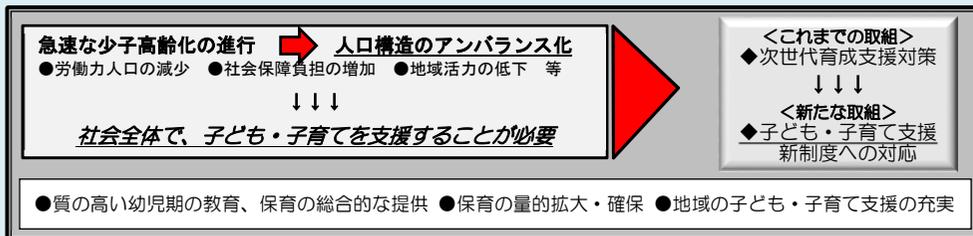


第1章 計画の策定にあたって

1 策定の背景と趣旨

子育てを取り巻く環境は、核家族化や地域社会の変化に伴う「つながりの希薄化」、「女性の社会進出」や「働き方の変化」、さらには「景気動向」や「価値観の多様化」などから大きく変化してきており、様々な社会的問題が起きています。子どもと家庭を取り巻く状況が大きく変化している中、地域をあげて社会全体で、子ども・子育てを支援する新しい仕組みを構築する必要があります。



2 計画の位置付け

この計画は、**子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画**であり、すべての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、子ども・子育て支援関連の制度・財源を一元化して新しい仕組みを構築し、「**質の高い学校教育・保育の総合的な提供**」、「**保育の量的拡大・確保**」、「**地域の子ども・子育て支援の充実**」を目指すものです。

さらに、これまでその取組を進めてきた次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画『かわさき子ども「夢と未来」プラン』についても、これまでの基本的な考え方を継承しながら、子どもとその家庭に関わる施策を体系化し、**保健・医療、福祉、教育、住宅、労働、まちづくり等のさまざまな分野にわたり、総合的な展開**を図るものです。

3 計画の期間

この計画は、平成27年度を初年度とし、平成31年度までの5年間を計画期間とします。

4 計画の対象

この計画は、おおむね18歳未満の全ての子どもとその家庭を対象としています。次代の親づくりという視点から、一部の施策については、今後親となる若い世代も対象としています。

第2章 子どもを取り巻く環境の変化

1 子どもをめぐる状況

子ども・子育て関連3法の中では、子育てをめぐる現状と課題を次のように掲げている。

- 急速な少子化の進行
- 子ども・子育て支援が量・質ともに不足
- 深刻な待機児童問題
- M字カーブ（30歳代で低い女性の労働力率）
- 地域の実情に応じた提供対策が不十分
- 結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
- 子育ての孤立感と負担感の増加
- 放課後児童クラブの不足「小1の壁」
- 子ども・子育て支援の制度・財源の縦割り

2 川崎市の子どもと家庭の状況

- (1) 川崎市の人口・世帯の状況
人口、人口動態、婚姻出産年齢の動向、子どものいる世帯の状況、子どもの日中の状況
- (2) 働く女性の状況
女性の就業者数、女性の労働力率

第3章 計画の基本方向

1 計画の基本理念

本計画においては、本市の子ども・子育て支援を推進するにあたり、川崎市が目指すべき都市像（基本理念）として次のとおり掲げます。→ **今後の調整事項**（①次世代の基本理念を継承 or ②新たな基本理念）

＜参考：次世代育成支援対策行動計画『かわさき子ども「夢と未来」プラン』＞

小さな命に大きな未来、育ち育てるまち・かわさき

2 基本的視点

この計画は、子ども・子育て支援法に基づく本市の「市町村子ども・子育て支援事業計画」であるとともに、これまで次世代育成支援の推進に向け取り組んできた『川崎市次世代育成支援対策行動計画 かわさき子ども「夢と未来」プラン』の計画の基本方向を継承します。

計画の推進にあたっては、『川崎市次世代育成支援対策行動計画 かわさき子ども「夢と未来」プラン』の基本的視点や「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」を踏まえ、以下の8つを基本的視点とし、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

① 一人ひとりの子どもを尊重する視点	⑤ 「ワーク・ライフ・バランス」を実現する視点
② 次代の親を育む視点	⑥ 全ての子どもと家庭を支援する視点
③ 親育ちの過程を支援する視点	⑦ 子ども・子育て支援の量・質両面を充実する視点
④ 地域社会全体で子ども・子育てを支援する視点	⑧ 地域の実情に応じた視点

3 計画の基本目標と施策の展開

この計画では、これまで進めてきた『かわさき子ども「夢と未来」プラン』の考え方を継承しつつ、「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」を踏まえ、次の基本目標を掲げ、計画の推進を図ります。

基本目標Ⅰ 子どもの権利を尊重する社会の推進	基本目標Ⅳ 質の高い教育・保育の総合的な提供
基本目標Ⅱ 安心して子育てできる仕組みの構築	基本目標Ⅴ 子どもの健やかな成長に向けた総合的な支援
基本目標Ⅲ 子育て家庭を支える地域の環境の充実	基本目標Ⅵ 子どもと子育てにやさしい環境の整備

第4章 計画の推進に向けて

1 計画の推進にあたって

この計画においては、これまでの取組に加え、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として、すべての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、子ども・子育て支援関連の制度・財源を一元化して新しい仕組みを構築し、「**質の高い学校教育・保育の総合的な提供**」、「**保育の量的拡大・確保**」、「**地域の子ども・子育て支援の充実**」を目指すものです。

2 計画の推進体制

この計画の推進にあたっては、本市の社会状況の変化に的確に対応しながら計画の進捗管理を行うため、市民・こども局こども本部を中心として、庁内推進体制を構築し、全庁的な対応を図りながら、取組を推進していきます。